

第六章 創業六年一毛の収納なし

第六章 創業六年一毛の収納なし

一、創業六年一毛の収納なし

開成社員の大半は先祖譲りの土地を持つ大地主で、余計な苦勞までして開墾に手をだす気はなかったが、中条政恒典事ら県当局の勧請で、国家公共のためとあらば商余の力を致し、応分の出費投入も厭わないと覚悟をきめての結社発足であった。

開拓輸入の第一歩は、結社前の明治六年三月十七日、同志二十五名の出資合計千六百五十円の資金で始めた。この資金は忽ち消費し第二回三千円の新規池塘費を県より借受け、さらに第三回調達金五千円も県の融資である。借金は二十五人の連帯責任で割賦返済してきたが、すべて二十五人の開成社出資割に應じての分担出金によったのである。

開墾地が田や畑に区画される作業と並行し灌漑水路、道路橋梁、小作人住家、一般労働者向貸家等々の施工建設が進められた。この外県開拓係出張詰所兼用の開成社事務所も設置した。このため多額の工費を要したは当然であって、開墾着工以来明治十二年前半に至る六年間に投入した資金総計は四万余円に達している。しかも、この間開墾事業収益は皆無であったから、全額開成社員の支出負担するところである。

社誌明治十二年二月の宅地税積立金で非常予備米操作の件を県勸業課宛願書中

(上略) 社中に於て道路、橋梁、水利、水田、床下げ等に年々数千の金を投じ数年の今日に至り未だ一毛の収納を得ず(下略)と陳述し、次いで同年八月十七日付阿部社長の社員総会事業報告に際し、本社は明治六年業を起し、四万余円の金を費すと言えども、唯修飾のみを事として実益なく、稲田の如きは年々挿秧を減じ、本年の如きは墾田四分の一に過ぎず(中略)

而して桑田の如きは皆荒蕪に復せんとする姿あり、之を熟成せんと欲せば無慮一万余金を要すべし、又第一會議に於て決議せる大島前開拓の如きも二万の金額を得ざれば従事し難し、彼是考慮するに到底力の及ぶ所にあらず、故に政府より金を称貸し大いに墾業を拡起し速かに実効を表わさんと欲す、諸子異議なくんば五万円を内務省に乞わんと欲せり、依て之を審議せんため來社を乞えたるなり（下略）と悲痛の挨拶をしている。

前者は官庁への陳情であるから、財政実情の委細を尽し得ないが「一毛の収納なし」の簡潔な一句に実態を表明し、後者は社内同志の集合の場であるから、すでに明らさまに業態を露呈した報告となっている。

「修飾のみを事とし実益なく」

は、墾地は畑や田の形に区画され、水田用の池塘ができあがり、小作人のための住家も何十戸と建て、陣立は一通り整ったが収納は皆無というわけである。しかし、この六年間全く無駄骨に終わっているかといえは、決して左様にあらず。社員銘々目前の利は皆無であっても開墾の目的は徐々に進んでいた。

二、目標以上の造成拓地

創業六間年、社員には一銭の金も一合の小作米も入らなかったにしても、年々醸出の金はむだにはならず、開田開圃の基本開墾をはじめ各種付属工事に投入されてきたことは、幾許でも開拓された土地、新設の家屋や諸工作物によっても一見明瞭である。開墾の主眼は田地造成であるが、その田地が功用して、多少ながら産米をみた報告が社誌の所々に散見される、まず、

明治七年五月三日付、水田四十七町七反六畝歩を社員に交割す（社誌）

と、あり、従ってこの年の秋には右水田からは当然何程かの収穫を期待できたと思われるが産米量は示されていない、翌年八年十月十九日付社誌には、

是月拓地収獲を検し、米三百二十八石を得るを認む

と、報じている。是月というから社記日付の十九日に検収したとは限らないわけである。さらに、九年十月三十日現在で、開成社所有となる開墾田圃、宅地の通計百六町七反五畝六歩

と誌されていて、この時期において開成社は田、畑、宅地合計して百町歩をこえる開墾地主になっている。

明治六年四月二十二日付、郡山村願人惣代として、阿部、鳴原、橋本、安藤に今泉久右エ門戸長、今泉久三郎副戸長連名で、安場保和県令宛提出の新規池築造費献納願書に、自力担当開墾を標示した面積は、二十五人合計して、田十四万二千五百歩、畑十四万五千歩、山林六万歩、宅地六十五戸である。この田畑分歩数を町に換算すれば約九十五町で、宅地六十五戸分を五町歩と計算しても百町歩に止まる。よって開成社は、明治九年十月までで、六年四月出願に標榜した開墾目的を三年余で達成し得たことになる。六万歩の山林については、九年三月三日に二百六町一反一畝余を桑野村と共有で、官有林払下に成功し、共有半分を開成社所有とすれば百三町歩に余り、願書標示六万歩（二十町歩）の五倍余となる。

以上の計数はそのまま開成社開事拓業の成果であり、開拓された土地は前掲にある通り配分されて、社員の所有に帰しているを思えば、事業成果の配分が社員に及ぼしていることになる。そうなれば「創業以来一毛の収納なし」の言い分も違ってくるようだが、実際は墾地所有によって、一層出費の増加を強いられたことになったのである。

三、収獲は小作人に食われる

配分をうけた土地は、社員自ら耕作できないから小作人によらねばならぬ。新移住の小作人に対しては、収獲があるまでは社員（地主）が生活の面倒をみる必要がある。収獲が乏しければ地主が償うか、開成社の貸付に頼ることになる。六年三月開拓の業を起して以来今年（十二年）まで、小作人の耕作収益は全部小作人の生活給与になり、なお不足分は開成社または社員個々が補償してきた。この収支の点では、出費のみで受益はなかった。

土地の配分に浴しても、未だ一銭の金、一升の米も自分のものにしていない。いわゆる「一毛の収納なし」なのである。

配分の土地が広げればそれだけ出費や補償立替が増大されたのである。なるほど後年の開成社出納簿には、開拓の土地が資産として確保され、これがやがて子孫への遺産となるほどの余裕がみられたが、それまでの苦心経営は言語につくせない。

四、宅地税不納問題

社誌の所々に宅地税の取立と不納が問題とされているのが散見するが、納税義務は当時一般にきびしいものであったらしい。開拓地の宅地税は佃戸宅地に課せられ、これは居住の佃人（小作人）に納入義務があり、一戸分に付一年米三俵の物納となっていたが、未納者が多かったので、開拓掛（後勸業出張所）は開墾指導監督よりも滞納整理に追われる日が多い場合があった。

不納小作人中には精農者もいたが、たいていは例の不労怠業組で三年も滞納して役人を手こずらした。退去者の不納税金は開成社に弁償責任があるので、このため小作人供出の予備米制を定めてあり、これは不時の場合に備えたものだが、納税米に専ら役立った。年度末の税金整理には一度に百数十俵が出払うことがあった。上述に指示するように、凶荒予備米とは宅地税のための積立米にはならなかった。

五、借入五千元と桑園造成始末

明治十二年七月三十日付の社誌に鳴原弥作、佐藤伝吉県庁に至り、開拓のため称貸する金を上納す、是により五千元の年賦悉皆返納に及べり、と記載する、この五千元は七年七月四日開成社が桑園造成費として県から貸付をうけたものである。それを割賦方法で償却をつづけ、六年目で皆済し得たのである。

しかし、目当の桑園は五千元位の資金では所定の何分の一にも造成の手が届かず、借金の方は六年がかりでかたがついたが、桑畑の方は荒れ放題の状況であった。丁度この七月に郡役所開拓課員が更替して、立岩一郎一等属が渡辺属と共に来

任したが、立岩は開成社と小作人の葛藤対策や、開拓地の機能一新を打出して、着任早々から意欲的行動を發揮した。立岩の目が早くも捕えたのが荒廢の桑園地帯であつて、速かに耕肥しなければ、郡長から県に上申して土地引上げの処置もやむを得ないと口走つたほどこから、その荒れ模様は余程ひどかつたものと想見できる。

開成社は、水田に重きをおいたから、桑畑の全面耕作は自然後手に廻ることになった。五千円の金もその幾許かは水田に転用されたかもしれない。

立岩属の見解には阿部、鳴原の社中首脳が現地実情を佃人らの複雑な管理問題をふくめて懇々説明し納得させた。

六、伊藤内務卿の慰諭

明治十二年、安積疏水工事は政府事業として着手され、その視察のため、伊藤博文内務卿、松方正義大蔵大輔の首脳、奈良原、諸次権大書記官ら工事統裁の諸官の出張相つぎ、そのつど開成社開拓事業所にも立寄つて慰問激励の言葉をかけた、同年七月二十七日の社誌に、

(上略) 内務卿大蔵大輔開成館三層樓に臨み開成社員を招きその詞に曰く、昨日馬上田圃宅地池沼溝梁悉く検せり、實に能く結構を為せり、今や政府も大いに奥羽の広野を拓せんとし、猪苗代湖に事業を営むが、其社は是を先に為したるによる、是皆地方の幸福なり、而して其地は根基となれり、喜び且つ勉めざるべけんや、と諭しさらに伊藤内務卿は開成社員の先見性に言及し(下略)

其社すなわち開成社が開拓に先駆したるを感賞し、これみな地方の幸福と断じ、しかしながら、開成社員は元來が商人であつて自ら耕農に従事しないのだから、課農(小作人)を処遇し勤勞の意を發揮させるにしかず、と伊藤卿の告諭はキメ細かな点にふれていた。

随員中には山吉県令、中条書記官の県関係者もいたはいうまでもなく、挨拶のあとの酒席では胸襟を開いて、遠慮のない対談に入り阿部社長ら開成社員からも意見が述べたが、ことに小作人処遇については、開成社としての所信をためらう

ことなく開陳した。

七、寺島外務卿來訪

十二年九月初め外務卿寺島宗則、開拓現場を視察し、開成社員有志と懇談した。

八、県開拓科の新設

同年九月に県に開拓科が新設され、従来開拓掛、勸業所の所管であった大槻原開拓事業は同科の監督指導下に移されることになり、その事務取扱所が安積郡役所に置かれた。

九、休耕荒地と個人定着対策

佃人（小作人）管理の障害は依然尾をひいていて、開成社並びに社員（地主）にとって、四六時中心を煩わし定例会議にも必ず議題に上っていた。開拓科新設後は県の方針も厳しくなり、

怠惰小作人に左右されて、耕地を荒廢にまかせておくなら、没収して第三者の手によるほかない、と、いった強硬な態度を示すようになり、開成社も急速に打開策を講じなければならない事態に迫られていた。

明治十三年に入って、二月二十七八両日安藤忠助社員宅第二十一回会議では、従前とは違った緊張した空気のうちに論議が行われ「小作人」の使い方について衆知がしぼられた。両日の会議内容は重要とみなされるので、その要約を記す。

この度、開拓科仮規則を設けられ、無耕の地は没収するの定めあり、而して開成社所有桑田の如きは一応は鋤入くわいりするといえども、小作人の怠惰より遂に桑樹は枯死し、豆も麦も実らず、全面積の七分（七〇パーセント）は雑草の繁生する所となる。之を一斉に施肥回耕を期するには一万余金の費用がかかる、開成社は過去八年間営農実験しても出すことあるも入ることなし、実に国家の為に生産増殖を欲して、却て家産を傾けるに至る。一方官庁の督促は既述の如く急なり、

耕さなければ没収され、耕すには費用が先に立つ、強行に開拓を図ろうにも小作人ら稼働せず、進退谷まれるとは正にこの実情を称するものか、開拓の事業放棄しようかと幾度か転意しつつ今日におよぶ。然しながら今においては、たとい破産に類すとも後に引くわけにはいかない。

とは、前日二十七日開催会議席上で阿部社長、鳴原社長並らの悲痛な発言であり、これに聞耳をたてる社員銘々の面上も沈痛な気色におおわれていた。この光景は創業八年の試練を積み重ねてもなおかつ成否の境をさまよいつつあった開成社の苦難を語るものである。

議事は深更に至っても尽きることなく、翌日に持越された。官庁の督促警告を待たなくとも拓かれた地は、実りあるものに利用するの急務は、所有地主が百も承知のことであるが、休耕荒地の存置は不良小作人らの労力欠如が招いたものであって、その善後策に二日間工夫を練ったが、結局彼らの生活定着には地主側として、条件緩和もやむを得ないということになった。